

広 第 620号
総 第 705号
務 第 738号
生総第 761号
刑総第 478号
交企第 965号
備一第 1182号
平成22年10月21日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領の制定について（通達）

最近の凶悪犯罪をみると、無差別殺人事件、通り魔事件等、被害者が多数に及ぶ事件が増加しており、当県においても同種事件の発生が懸念される場所である。こうした被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する各種支援活動については、「岐阜県警察犯罪被害者支援推進要綱」（平成22年4月28日付け広第322号ほか）、「岐阜県警察指定被害者支援要員制度運用要領」（平成22年10月21日付け広第621号ほか）、「岐阜県警察犯罪被害者サポートチーム設置要綱」（平成11年9月8日付け生総発第278号）等に基づき、組織を挙げて取り組んでいる場所であるが、特に被害者等が多数に及ぶ事件・事故等の発生時には、その初期段階から、多数の支援要員による組織的かつ総合的な被害者支援が必要不可欠である。

このような観点から、別添のとおり「死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領」を制定し、平成22年11月1日から施行することとしたので、その趣旨を十分理解し運用上誤りのないようになされたい。

別添

死傷者多数事案発生時における被害者支援運用要領

第1 目的

この要領は、被害者が多数に及ぶ事件・事故等が発生し、当該事件・事故等の発生地を管轄する所属の指定被害者支援要員及び岐阜県警察犯罪被害者サポートチームだけでは被害者及びその遺族又は家族（以下「被害者等」という。）に対する支援活動が十分にできないおそれがある場合に、当該事件・事故等の被害者等に対する組織的かつ総合的な被害者支援活動について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 特別被害者支援室の設置

- 1 事件発生地を管轄する警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「発生地所属長」という。）は、死傷者多数事案を認知し、特別被害者支援室の設置が必要と認める場合は、第5に定める派遣要請により総務室長を経て警察本部長に報告するものとする。
- 2 警察本部長は、発生地所属長の報告を受け、被害者支援を一元的かつ効率的に推進するため必要と認める場合は、死傷者多数事案の発生地を管轄する警察署又は高速道路交通警察隊（以下「発生地所属」という。）に特別被害者支援室を設置するものとする。

第3 特別被害者支援室の組織及び任務

- 1 特別被害者支援室に特別被害者支援室長（以下「支援室長」という。）を置き、総括班、現場班及び被害者支援班を設置する。
- 2 支援室長は、総務室参事官兼総務課長をもって充てる。ただし、これにより難しいときは、警察本部長が別に指名することができる。
- 3 総括班、現場班及び被害者支援班は、第7の規定に基づき派遣された特別被害者支援要員をもって編成する。
- 4 支援室長は、発生地所属長と協議し、被害者支援全般を統括し、各班を指揮するものとする。
- 5 支援室長は、事件主管部門と緊密な連携を図るよう配意しなければならない。
- 6 各班の任務については、別表第1のとおりとする。

第4 対象事案

特別被害者支援室の運用対象事案（以下「対象事案」という。）は、次に掲げる事案のうち、警察本部長が必要があると認めたものをいう。

- (1) 多数の死傷者が発生した殺人、傷害等の事案
- (2) 多数を人質とする乗っ取り、立てこもり等の事案
- (3) 多数の死傷者が生じた事故、火災等の事案
- (4) その他組織的かつ総合的な被害者支援を実施する必要があると認められる事案

第5 特別被害者支援要員等の派遣要請

発生地所属長は、対象事案に該当すると認められる事案の発生を認知した場合において、「岐阜県警察指定被害者支援要員制度運用要領」（平成22年10月21日付け広第621号。以下「支援要員制度運用要領」という。）に基づき指定した当該所属の指定被害者支援要員及び「岐阜県警察犯罪被害者サポートチーム設置要綱」（平成11年9月8日付け生総発第278号）に規定した岐阜県警察犯罪被害者サポートチームだけでは被害者等に対する支援活動が十分にできないおそれがある場合に、特別被害者支援要員等派遣要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により、総務室長を経て警察本部長に派

遣要請を行うものとする。ただし、急を要する場合は口頭により申請し、後日要請書を送付するものとする。

第6 特別被害者支援要員の指定等

1 警察本部の所属における指定

警察本部の所属長は、別表第2に定める指定基準に基づき、所属の警部補以下の階級にある警察官又はこれに相当する職員の中から、特別被害者支援要員を指定するものとする。この場合において、高速道路交通警察隊にあっては、支援要員制度運用要領の定めにより、指定した指定被害者支援要員の中から特別被害者支援要員を指定するものとする。

2 警察署における指定

警察署長は、別表第3に定める指定基準に基づき、支援要員制度運用要領の定めにより、指定した指定被害者支援要員の中から特別被害者支援要員を指定するものとする。

3 所属長は、1又は2により特別被害者支援要員を指定したとき、又は人事異動等により指定を解除したときは、特別被害者支援要員指定・解除報告書（別記様式第2）により、総務室広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）を經由して警察本部長に報告するものとする。

第7 特別被害者支援要員の招集等

1 特別被害者支援要員の招集及び派遣

警察本部長は、発生地所属長の要請に基づき、必要と認めるときは、特別被害者支援要員として指定されている者の中から被害者支援活動に必要な人員を招集して、対象事案の発生地所属に派遣するものとする。

2 招集の基準等

警察本部長は、特別被害者支援要員の招集に当たっては、対象事案の規模、態様、発生地の状況等を総合的に判断し、次により招集するものとする。

(1) 警察本部の所属の特別被害者支援要員の招集

別表第2に掲げる警察本部の所属における、特別被害者支援要員として指定されている職員（対象事案に係る捜査に従事する職員を除く。）について、同表のA、B又はCの招集体制を指定して招集するものとする。ただし、対象事案の被害者等の状態等により、特別被害者支援要員の人数を調整する必要がある場合は、支援室長が人員の削減等、人数を調整することを検討する。

(2) 警察署の特別被害者支援要員の招集

別表第3に掲げる警察署（対象事案の発生地所属を除く。）における、特別被害者支援要員として指定されている職員について、ブロックごとに同表のA、B又はCの招集体制を指定して招集するものとする。ただし、発生地所属にあっては、A、B又はCの招集体制にかかわらず指定基準人員を招集するものとする。

(3) 警察本部長は、特に必要と認めるときは、特別被害者支援要員以外の者（臨床心理士の資格を持つ職員等）の派遣を命ずることができる。

第8 特別被害者支援要員の派遣期間

特別被害者支援要員等の派遣期間は、おおむね1週間とする。ただし、警察本部長は、被害者等への支援状況、捜査の進捗状況等を勘案の上、派遣期間を延長又は短縮することができる。

第9 捜査本部等との連携

支援室長は、対象事案の捜査又は初動措置の責任者と緊密な連携を図り、被害者支援活動、捜査活動等に支障が生じることがないように努めるものとする。

第10 特別被害者支援要員の活動状況の報告

1 特別被害者支援要員の報告

特別被害者支援要員は、対象事件に関して被害者支援活動を行ったときは、支援活動チェック表（別記様式第3）及び特別被害者支援要員活動日報（別記様式第4）により、支援室長を経由して発生地所属長に報告するものとする。

2 発生地所属長の報告

発生地所属長は、被害者支援活動状況について、必要の都度、総務室長を経由して警察本部長に報告するものとする。ただし、特異事項その他緊急に対応を要する事項については、速報するものとする。

第11 教養

広報県民課長は、特別被害者支援要員に対して、随時、被害者支援活動に関し必要な教養を実施するものとする。

第12 事務

特別被害者支援室に関する事務は、総務室広報県民課において行うものとする。

附 則（平成22年10月21日付け広第620号ほか）

この要領は、平成22年11月1日から運用する。

附 則（平成25年3月26日付け務第268号）

この要領は、平成25年4月1日から運用する。

附 則（平成25年4月18日付け広第228号）

この要領は、平成25年4月18日から運用する。

附 則（平成26年3月28日付け務第292号）

この要領は、平成26年4月1日から運用する。

附 則（平成28年3月29日付け務第310号）

この要領は、平成28年4月1日から運用する。

附 則（平成31年2月26日付け務第184号）

この要領は、平成31年4月1日から運用する。

※別表及び別記様式省略